

## 令和6年度第1回個人住民税検討会

日時：令和6年7月30日(火)15:00～

場所：総務省 低層棟102会議室

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 個人住民税における現年課税化について
- (2) その他

### 3 閉会

#### (配布資料)

- 資料1 令和6年度個人住民税検討会開催要綱
- 資料2 令和6年度個人住民税検討会構成員名簿
- 資料3 個人住民税における現年課税化について

## 令和 6 年度個人住民税検討会 開催要綱

## 1. 趣 旨

個人住民税は、様々な行政サービスの実施主体である地方団体が課税主体となって、受益者である住民に広く課税するものである。

こうした特性を有する個人住民税に関し、経済社会情勢の変化や政府・与党における税制の議論を踏まえ、今後の個人住民税のあり方や制度的・実務的な課題について、幅広く検討するために本検討会を開催する。

## 2. 名 称

本検討会の名称は、「個人住民税検討会」（以下「検討会」という。）とする。

## 3. 検 討 項 目

これまでの個人住民税の主な改正を踏まえ、今後の中長期的な課題（現年課税化等）の分析や構成員等からの事例発表を交えながら議論する。

## 4. 構 成 員

別紙のとおり。

## 5. 座 長

- (1) 検討会には、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

## 6. 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは有識者に会議への出席を求め、会議においてその意見を聞くことができる。

## 7. そ の 他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

## 令和 6 年度個人住民税検討会構成員名簿（敬称略・五十音順）

いし 石	だ 田	かず 和	ゆき 之	関西大学商学部教授	
お 小	ぼた 畑	よし 良	はる 晴	日本経済団体連合会経済基盤本部長	
か 加	とう 藤	まさ 正	とし 敏	日本商工会議所理事・産業政策第一部長	
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
こ 小	にし 西	あん 杏	な 奈	専修大学経済学部准教授	
さい 齊	とう 藤	ゆ 由	り 里	え 恵	中京大学経済学部准教授
さか 坂	まき 巻	あや 綾	み 望	同志社大学大学院司法研究科教授	
しし 宍	ど 戸	くに 邦	ひさ 久	新潟大学経済科学部教授	
しば 柴	た 田	たか 隆	ゆき 之	横浜市財政局主税部税務課長	
すえ 末	よし 吉	もと 幹	ひさ 久	日本税理士会連合会調査研究部長	
すず 鈴	き 木	きよし 清		地方税共同機構審議役兼事務局長	
とき 鴫	た 田	きよし 聖		松戸市財務部審議監兼税制課長	
はやし 林	ひろ 宏	あき 昭	(座 長)	関西大学経済学部教授	
ふじ 藤	はら 原	とし 敏	ゆき 行	兵庫県猪名川町企画総務部税務課長	

# 個人住民税における現年課税化について

# 目次

1. これまでの検討状況	2
2. 令和6年度における検討スケジュール	16

# 1. これまでの検討状況

# 個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過①

- 平成18年度
  - ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
  - ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
  - ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
  - ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
  - ・ 源泉住民税制度、予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
  - ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度
  - ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
  - ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度
  - ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
  - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
  - ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度
  - ・ 切替年度の税負担のあり方

## 個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過②

- 平成29年度 ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度 ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度 ・ 市町村精算方式  
(所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算)
- 令和2年度 ・ 企業における年末調整事務の負担、住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響
- 令和3年度 ・ 過去の議論を踏まえた検討
- 令和4年度 ・ 切替年度における税負担に係る課題  
・ 現年課税化に係るデジタル化の状況
- 令和5年度 ・ 国税における税務手続のデジタル化の検討状況  
・ eLTAXを活用した電子申告等と国税地方税の情報連携  
・ フランスにおける所得税の現年課税化(2019年)

# 現年課税化に係る個人住民税検討会報告書(3ヶ年分抜粋)

## 【令和3年度 個人住民税検討会報告書】

### 3 今後の検討について

(略)

個人住民税の現年課税化に向けた検討については、以上のようなことを踏まえつつ、納税義務者における負担の増加等に関する課題、企業における年末調整等における事務負担に関する課題、市町村における課税事務に関する課題等について、過去の検討状況も踏まえて、今後も十分な議論を行うことが必要であると考える。

## 【令和4年度 個人住民税検討会報告書】

### 3 今後の検討について

(略)

今後は、これまでの本検討会における課題の整理を踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据え、それにより関係者の事務負担の増加を抑えながら制度移行ができないか、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった観点も含めながら、関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

## 【令和5年度 個人住民税検討会報告書】

### 3 今後の検討について

(略)

今後は、これまでの本検討会における課題の整理や、各企業における源泉徴収や年末調整に係る実情等も踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据えて関係者の事務負担を軽減する手法を模索し、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった実務的な面を引き続き検討していくとともに、その実現にあたっての制度面の課題等について関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

# 【現行制度】 個人住民税の特別徴収の流れ(給与所得の場合)

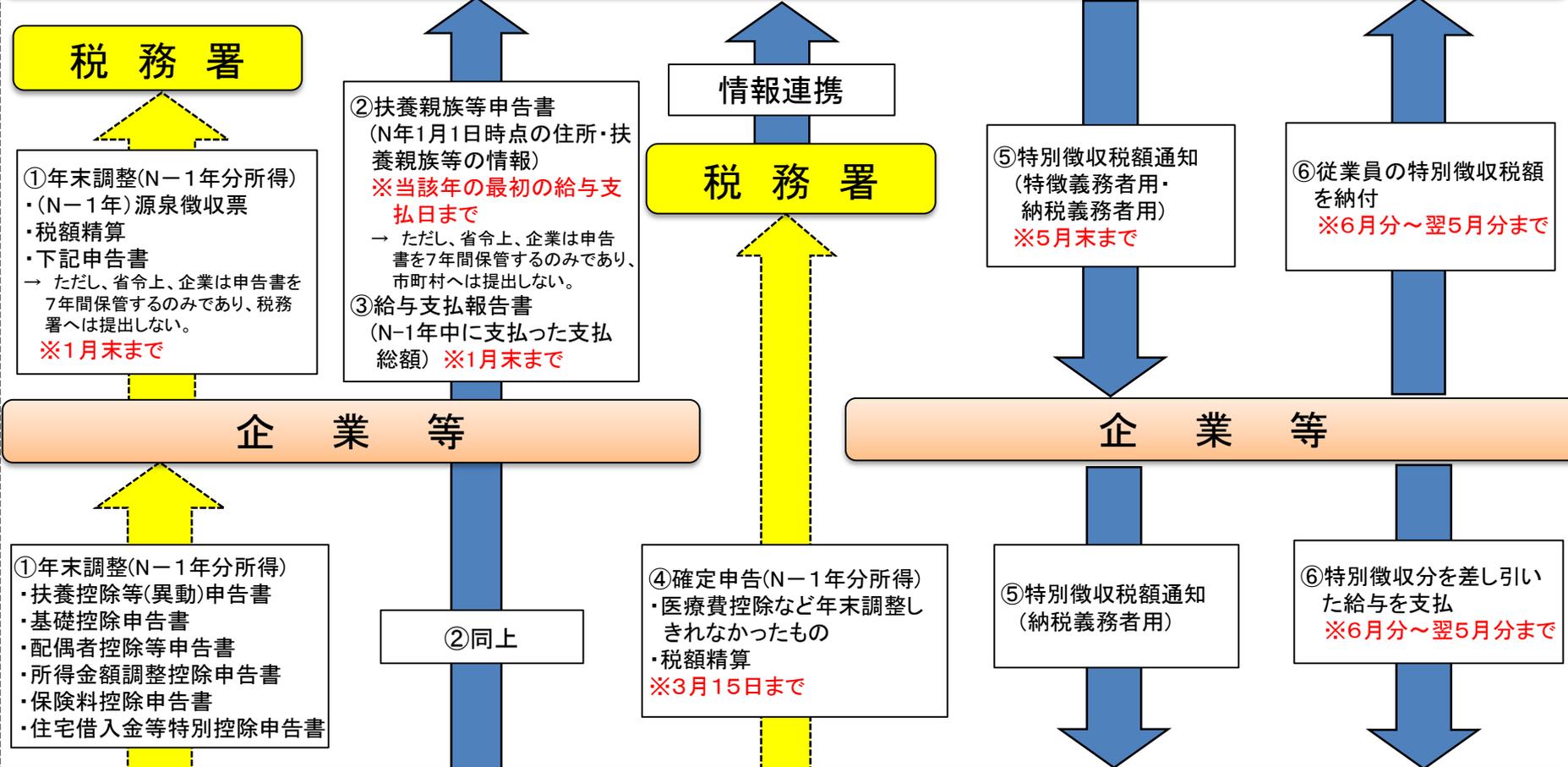
N年1月

(1/1)N年賦課期日

(4月~5月)  
 確定申告情報や給与支払報告書情報等を氏名・住所等で名寄せし、個人の課税所得等を確定させた上で、個人住民税額を算定

個人の課税情報を他分野で活用

## 給与所得者のN年1月1日住所地市町村



→ : 個人住民税    → : 所得税

# 【現行制度】個人住民税の特別徴収の流れ(年金所得の場合)

N年1月

(1/1)N年賦課期日

(4月~5月)  
確定申告情報や年金支払報告書情報等を氏名・住所等で名寄せし、個人の課税所得等を確定させた上で、個人住民税額を算定

個人の課税情報を他分野で活用

年金所得者のN年1月1日住所地市町村

税務署

①年末調整(N-1年分所得)  
・(N-1年)源泉徴収票  
・税額精算  
・下記申告書  
→ただし、省令上、企業は申告書を7年間保管するのみであり、税務署へは提出しない。  
※1月末まで

②扶養親族等申告書  
(N年1月1日時点の住所・扶養親族等の情報)  
※当該年の最初の年金支払日まで  
→ただし、省令上、企業は申告書を7年間保管するのみであり、市町村へは提出しない。  
③公的年金等支払報告書  
(N-1年中に支払った支払総額) ※1月末まで

情報連携

税務署

⑤対象者抽出・通知(N年4月1日現在の年金受給者)  
※5月25日まで

⑥特別徴収税額通知  
※6月頃

⑦対象者情報及び特別徴収税額通知の送付  
※7月末まで

⑧特別徴収税額を納付  
※徴収月の翌月10日まで

年金保険者

①年末調整(N-1年分所得)  
・扶養控除等(異動)申告書  
・基礎控除申告書  
・配偶者控除等申告書  
・所得金額調整控除申告書  
・保険料控除申告書  
・住宅借入金等特別控除申告書

②同上

④確定申告(N-1年分所得)  
・医療費控除など年末調整しきれなかったもの  
・税額精算  
※3月15日まで

年金保険者

●公的年金からの特別徴収  
・4月・6月・8月分【仮徴収】  
→前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3ずつ徴収  
・10月・12月・翌2月分【本徴収】  
→年税額から仮徴収分を控除した額の1/3ずつ徴収

⑧特別徴収分を差し引いた年金を支払  
※偶数(月年6回)

年金所得者(65歳以上) ※65歳未満の年金所得者は、普通徴収又は給与からの特別徴収による

→ : 個人住民税    → : 所得税

# 【現行制度】 個人住民税の普通徴収の流れ

N年1月

(1/1)賦課期日

(4月~5月)

確定申告情報を氏名・住所等で名寄せし、  
個人の課税所得等を確定させた上で、個人  
住民税額を算定

個人の課税情報を  
他分野で活用

N年1月1日住所地市町村

情報連携

税務署

①確定申告  
(N-1年分所得)  
※3月15日まで

又は

①住民税申告  
※3月中旬

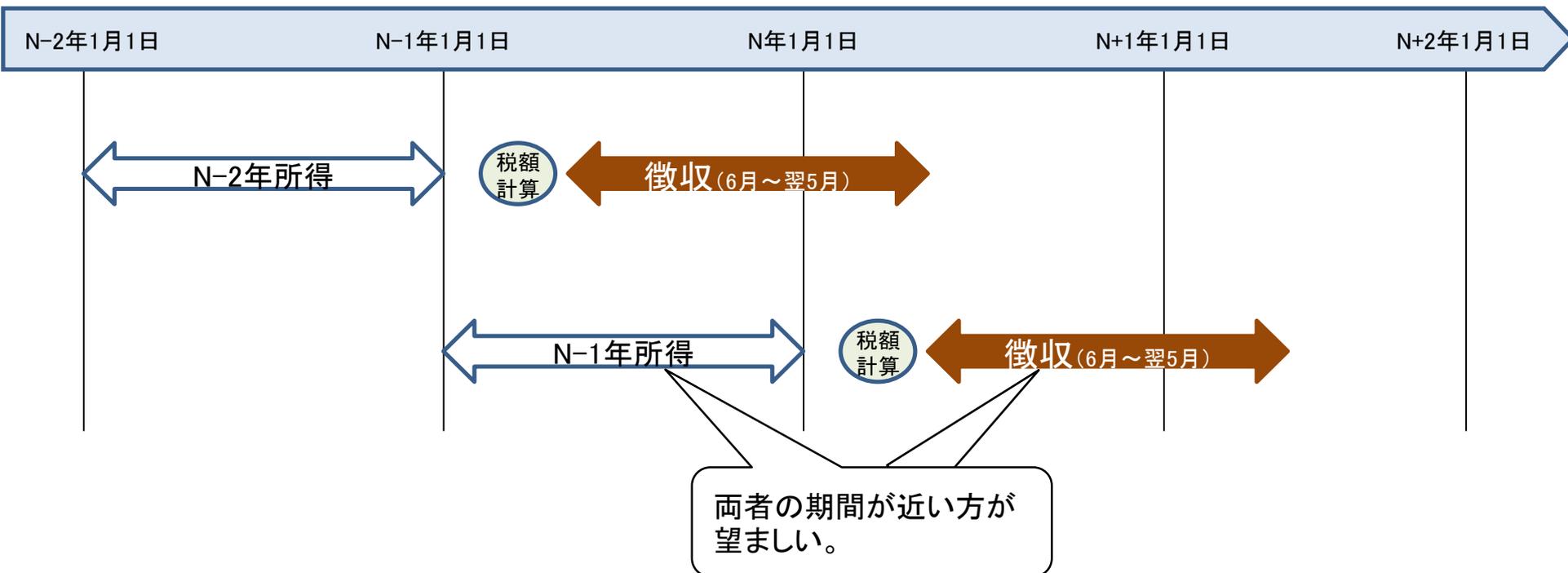
②納税通知書  
※6月頃

③納付  
(地方税法上は、  
6月・8月・10月・翌1月)

納税義務者

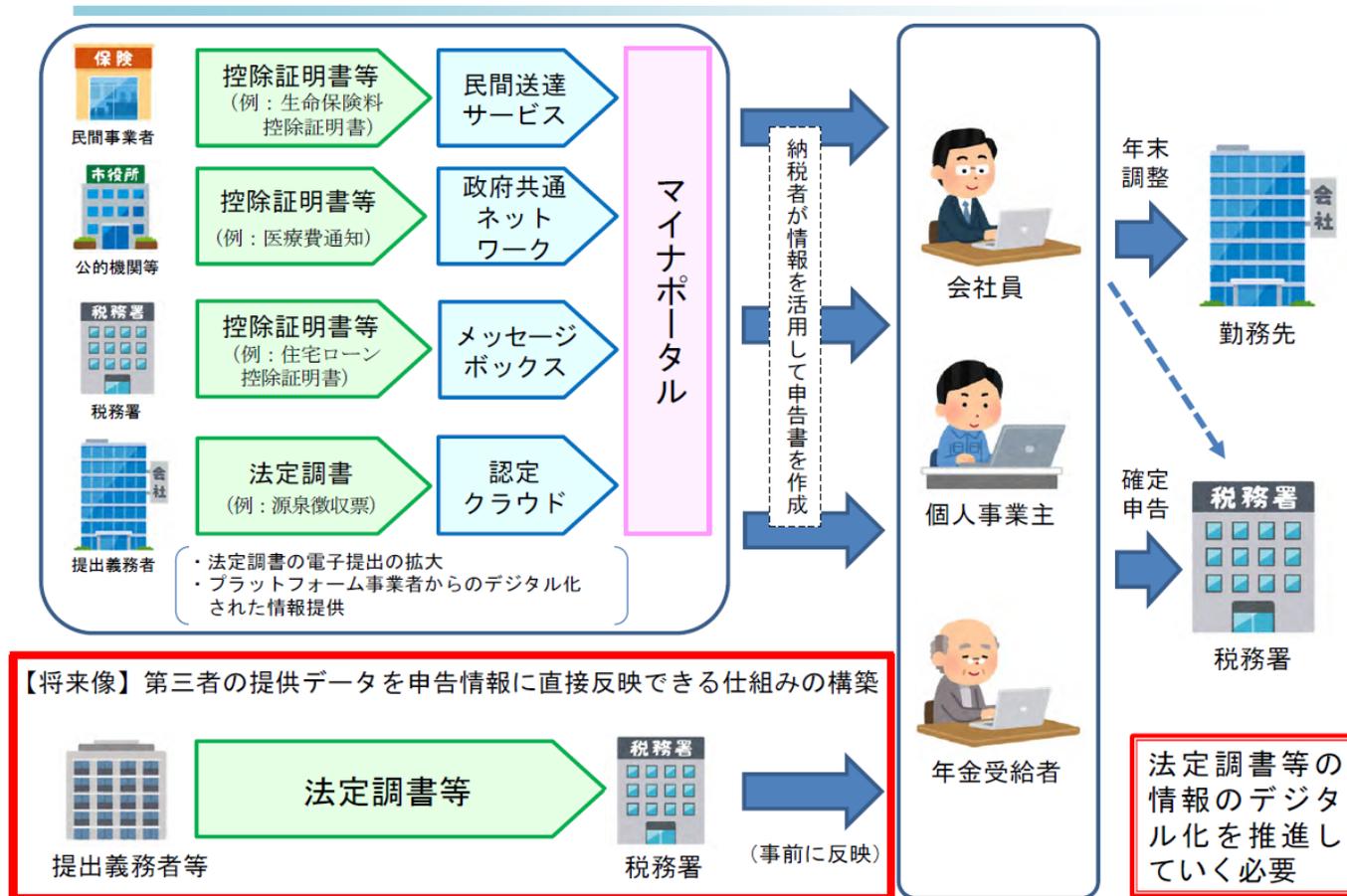
→ : 個人住民税    → : 所得税

- 所得の発生と納税のタイミングは近い方が望ましい。また、その年の所得から算出された税額によりその年に受けた公共サービスを負担をする方が、納税者の納得感も得られるのではないか。



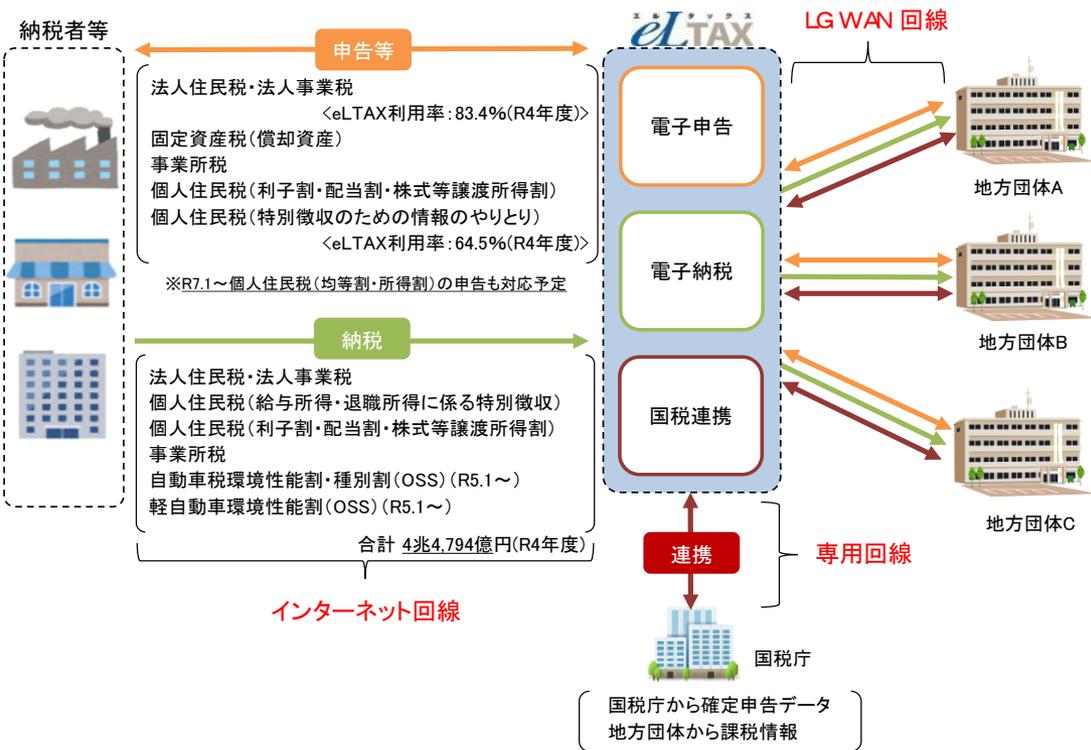
- 国税・地方税とも税務手続のデジタル化が進んでいる。
- 国税庁において、確定申告に必要なデータ(給与や年金の収入金額、医療費の支払額など)を、マイナポータル等を通じて、申告データに自動で取り込む仕組みの整備が進められており、この仕組みを活用することで地方税においても所得の捕捉の即時化等を進めていける可能性がある。

■政府税調・第8回納税環境整備に関する専門家会合・財務省資料(令和4年10月19日)  
第三者から提供された電子情報の活用



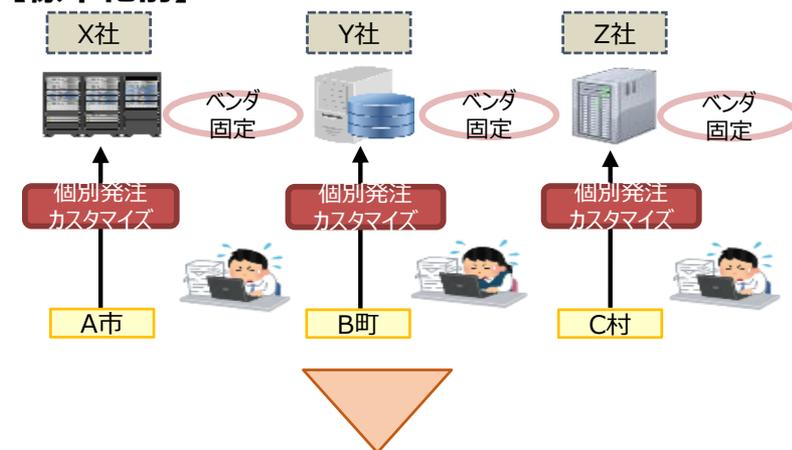
- 令和7年1月からeLTAXを通じた個人住民税の申告が可能になるほか、地方団体の個人住民税に係るシステムも標準化が図られる(令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が目指されている)ことから、デジタル技術を活用した全国統一的な仕組みづくりはしやすくなっているのではないか。

## eLTAX(エルタックス)

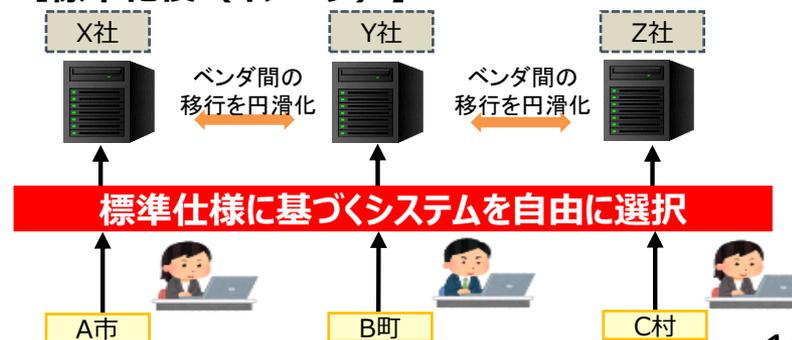


## 基幹税務システムの標準化

### 【標準化前】



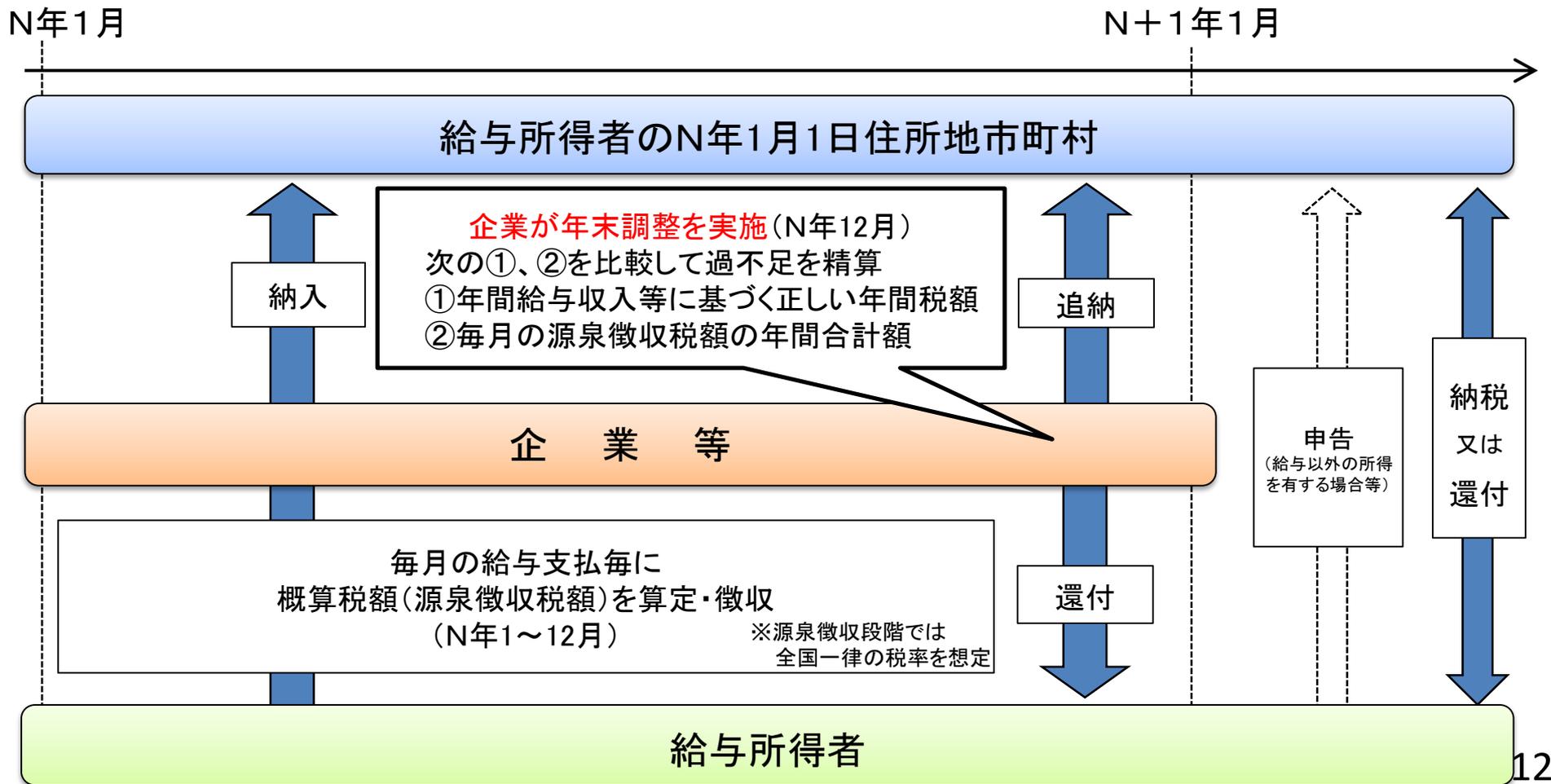
### 【標準化後 (イメージ)】



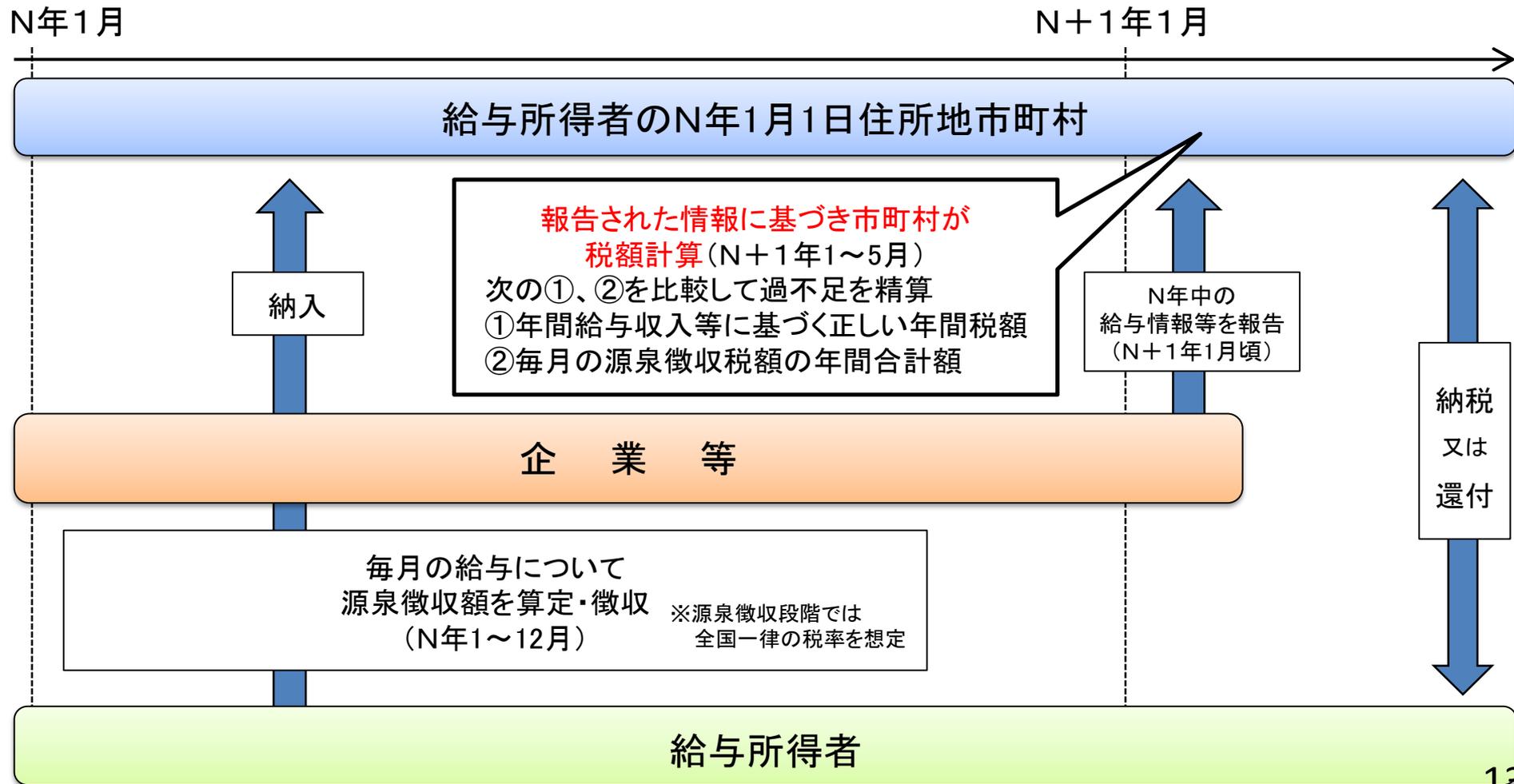
# 所得税方式(案)(給与所得者の場合)

これまでの検討会における  
検討イメージ

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 企業等において年末調整を行う所得税方式と比較して、相対的に企業等の負担が小さい。



## 現年課税化についての主な課題①

- これまで本検討会においては、現年課税化に向けた以下のような課題について、特に、企業や市町村における事務負担の軽減に関する議論を行ってきた。

### 企業等

- 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、**年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。**
  - ※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- 所得税に加え、各従業員の**毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。**
  - ※ システム化が進んでいない中小企業等への配慮が必要。
- **年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等(※2)で税額計算したのち追徴・還付を行う年末調整の事務が生じる。〈所得税方式の場合〉**
  - ※1 企業が年末調整を行わない〈市町村精算方式の場合〉には、この課題は生じない。
  - ※2 均等割、非課税限度額、地方団体の独自減免など。
- **報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。〈所得税方式の場合〉**

## 現年課税化についての主な課題②

### 市町村

- 年税額と源泉住民税額との差が生じるため、**市町村において追徴・還付事務が発生。**

※ 特に、企業が年末調整を行わない<市町村精算方式の場合>には、市町村において大量の追徴・還付事務が発生(還付先口座の把握等を含む)。

### 納税義務者

- 現年課税への切替時の税負担のあり方を整理する必要。**

※1 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

※2 所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正より、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式へ移行。その際、当年の所得と前年の所得を比較して、一定金額以上の金額で増加した者に対し、その増加した増加所得を対象として一年限りで課税する仕組みが創設された。

## 2. 令和6年度における検討スケジュール

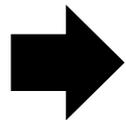
## 令和5年度個人住民税検討会報告書（抜粋）

### 第1 個人住民税の現年課税化について

#### 3 今後の検討について

(略)

今後は、これまでの本検討会における課題の整理や、各企業における源泉徴収や年末調整に係る実情等も踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据えて関係者の事務負担を軽減する手法を模索し、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった実務的な面を引き続き検討していくとともに、その実現にあたっての制度面の課題等について関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

 令和5年度報告書の記載内容を踏まえ、令和6年度は以下の内容について、実情を把握することとしたい。

各企業における所得税及び個人住民税の関連事務について、

◇ 現在どのように運用されているか。

◇ 各企業にとってどの程度の負荷となっているのか。

◇ 個人住民税の現年課税化について、実務上どのような点が課題となり得るか。

# 令和6年度個人住民税検討会の検討スケジュール（予定）

## 第1回（7月30日（火））

- ①個人住民税の現年課税化（これまでの議論の振り返り 等）

## 第2回（8月26日（月））

- ①個人住民税の現年課税化に係る構成員からの発表
- ②その他

## 第3回（9月10日（火））

- ①個人住民税の現年課税化（構成員からの意見、検討案などの整理）
- ②その他

## 令和6年度第1回個人住民税検討会

令和6年7月30日

- 1 日時：令和6年7月30日(火)15時00分～17時00分
- 2 場所：総務省 低層棟102会議室
- 3 出席者：林座長、石田構成員、小畑構成員、加藤構成員、神山構成員、小西構成員、  
齊藤構成員、坂巻構成員、柴田構成員、末吉構成員、鴛田構成員、藤原構成員

### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税における現年課税化について
- (3) その他
- (4) 閉会

### 5 議事の経過

- 議題「個人住民税における現年課税化について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

#### (議事概要)

- この現年課税化をするに当たり、やはり住民税の申告はどんな形でも義務化したらよいのではないかという話があったと思います。

というのは、例えばアルバイトをしていて、課税最低限以下を年間で稼ぐとしても、現年課税化という意味では、今は所得税もそうになっていないかもしれないですけども、源泉徴収が行われる。例えば50万円だとしても源泉徴収が行われるという状況があって、最後にポチッとすると、インターネット上でデータが全てデジタル化されて、最後にポチッとすると還付があるという仕組みが望ましいのではないかという話があったと思います。最後の13ページを拝見すると、必ずしも納税者の申告が前提となっていないようですが、検討会としては申告をどのように扱っていくのでしょうか。

- 住民税は今、申告している人、年末、給与とかじゃなくて、現状申告している人というのは、所得税の申告者と同じだと考えてよいのですか、ほぼ同じだと。違うのですか。

- 基本は多分、国税で申告すれば完結する人たちが恐らく多いのだろうと思うのですが、ゼロ申告みたいところで、住民税に申告するというのは、多分、一定程度いるのだろうと思うんですけども、基本、所得税に確定申告すれば、住民税が必ずというところには、多分、大まかにはなっていないのかなと思っています。
- 住民税だけ申告している人ですね。プラスでどれぐらいおられるのかなという。
- 総務省から補足になります。今おっしゃっていただいたとおり、住民税のみ申告している方というところの数字、客観的なデータは、今、取っていない状況ではあるのですが、なので、先ほど話があったとおり、確定申告した場合は、もちろん住民税の申告があったものとみなしますよと。一方で、住民税だけを申告する方というところが、数百万人程度いるのではぐらいな感覚論でしか、まずございません。インセンティブというところで言いますと、住民税の課税状況を課税証明書であったり、所得情報を用いている社会保障制度、例えばですが、修学支援金であったりみたいところで、所得がないことも証明として出さないといけないというところで、いわゆるゼロ申告というものがあったり、単純に20万円以下で収入があって、申告される方、それはほかの控除やら何やらの関係で、申告したほうが得だという方はインセンティブとして住民税のみを申告されるパターンもあり得ると承知してございます。
- 義務化という言葉が今出ましたけれども、マイナンバーの義務化ができていないからなかなか、飛び越して義務化というのは難しいかもしれませんが、マイナンバーの義務化ができれば、さっきの住所のところって、結構、クリアできるのかなと思います。
- 今年度改めて少し考えてみますと、やはり1つ、大きな転換点はマイナンバーが入って、マイナンバーカードの普及を進めるという状況で、1つ口座はひもづけということ、1つ実務的な課題としてあろうかと思っておりますので、還付するときに口座のひもづけが、現状、足元、最新のデータ、私まだ持っておりませんので、またどこかの委員会の参考資料という形で、口座のひもづけがどの程度進んできたのかということを見せていただくと、まだひもづけていない方、こんなにいるのかとか、逆に結構、ひもづけが進んだなということで、大卒では還付しやすくなってきたのかなということも分かってくるのかなというのが1点目。

2点目はデジタル化、昨年度も議論いたしました。国税のほうで割と今度、紙で納税申告を提出されている方にスタンプを押しませんと。何か受付印を押さないということ。国税の方から伺ったのですが、だんだんeLTAXのほうに流していくというか、eL

TAXをメインに少しずつでもスライドさせていくということで進んでいるように思われますので、eLTAXが普及してくると現年課税化がしやすくなるのかどうか。もちろん、市町村で精算をするのか、企業のほうで源泉徴収の精算をするのかという大きな論点がございますけれども、まず納税者にとってどの程度の負担が、還付も含めてあり得るのかという点は、改めて現状を踏まえて整理するというのは有益ではないかと考えます。

もう1点、事務負担、これはまさに源泉徴収義務者として企業の、特に会計をやっている方が年末調整で御負担を負っていらっしゃるところで、あえて企業のほうに年末調整という形で現年課税化をしたときに、計算をしていただくときに1つやはり大きいのは、自治体ごとに独自の均等割の非課税限度額が違うとか、若干、裁量で標準税率からずれているというところがゼロではございませんので、そういった細かいところの処理というのが、例えば先ほどの基幹システムとの関係で、実は企業のほうでそんな負担なく、もう精算ができますということになるのか。いや、そんな見通しは全く、今回、資料11ページのほうですね。標準化してもそのような状況は変わらないんだということなのかというところが、もし、ちょうど機構の方もいらっしゃると思いますので、そういった技術的に、今までできなかったことが楽になりますよということがあれば、ぜひ実務の方から教えていただくと、我々の認識も更新できていくと思いますので、逆に電子化共通システムを入れたところで、そういった独自課税のところの項目というのは、企業のほうで、ボタン1つで楽にはなりませんよと。

結局、住所地を把握するという問題があるので楽ではありませんよということであれば、もうそのとおりにかなと思いますので、そういった企業の方の事務負担、あとは自治体の負担が問題になってくるわけですが、今回の参考資料で言ったら、定額減税でかなり企業も税理士の方も、そして自治体の方も特に大変だったと。誰も楽だったということは、なかったと思うんですけれども、かなり皆様、御苦労されたと伺っておりますので、こういった1つ経験を踏まえて、どういったところにやっぱり技術的なハードルがあって、そういったものが解決されると現年課税化に進めるのかということが、もし今回のこの定額減税で何か知見が得られたのであれば、それはぜひ今後の、せっかくやったことですので、1つ経験として次に生かすということは考えてもいいのかなと考えた次第であります。

最後に、この自治体の標準税率との関係で、いつも考えなければいけないと思うのは、独自課税をしたい自治体が精算をするということでもいいのかどうか。言い替えますと、小

さい自治体が独自課税、標準税率からずらすとか、課税最低限を変えるということをした  
かった場合に、事務負担が大変だからやめてしまう。全部標準に合わせるということが、  
それは本当に地方自治にとって望ましいことなのかということは別途、別の観点からの  
検討も必要かなと感じた次第でございます。

○ ありがとうございます。御意見と何点か確認事項があったのですけれども、例えばひも  
づけが今どれぐらいできているかとかって分かるんですかね。

○ 手元の数字、2,400万件ぐらいみたいなところはあったんですけれども、すみませ  
ん、現在値を確認はできておりません。

○ ありがとうございます。給付も、ひもづけできていると早いよというふうになれば進む  
のかなと思うんですけれども、なかなかその辺がお願いベースになっているので。

あともう1点、これは難しいかもしれませんが、自治体ごとの違いということが  
電算化できると、企業のほうは大分クリアになるのでしょうかということですが、  
これ、やってみないと分からないというところなんですけれども、いわゆるデジタル化で  
どこまで楽にできるのだろうということだと思っておりますけれども、もし何かお分りの  
ことがあれば。

○ 企業側の現在の事務が非常に大変だというのはよく聞いておりますけれども、その1  
つとして、各自治体で様式が違ふとか、そういうところから始まって、まさにここにあり  
ますように自治体ごとの独自項目があると、そこは煩雑の元だということは確かにある  
と認識はしております。これがどれぐらい大変なのかについては、今度、また次回ですか、  
実態について御説明する機会があると思っておりますので、そこで御報告させていただければ  
と思っております。

○ 現年課税化に関連してということだと思うところをお話しさせていただけるのだと思う  
のですが、いろいろこれまで長らく議論してきてということで、先ほどからは所得税方式  
と市町村の精算というふうなところもあったのですが、私としてはやっぱり企業に負担  
をとというのはちょっと難しいかなと。直感的といいますか、感覚的なところではあります  
けれども、思っております。

ですから、市町村のほうでというふうなところなのかなと。あくまで徴収する側の手間  
といいますか、引き受けるべきだろうと。課税する側がというふうには思っております。  
また、いろいろこの課税に伴ってというふうなところの情報を全て勤め先といいますか、  
全てとは言わないのですが、そこへというのいろいろな困難があるのかなという意味で

も、やり方としてといたしますか、その手間を引き受けるのは市町村であろうなど今のところ、特にどうしてもというわけではないのですが、思っております。

その上で、先ほど定額減税もありましたし、また、最近はふるさと納税であったり、ワンストップであったりと、まあまあ、手間といたしますか、負担といたしますか、多いのかなと思っております。ですから、もしこの現年課税でということがあれば、この際というわけではないのですけれども、仕組みをシンプルにできるところはシンプルにして、その手間を減らせるようにといたしますか、減らした上で進めたらいいのかなと。

今回、ここにはないのですけれども、例えば扶養控除なんかも私はなかなか複雑過ぎて、理解しようと思ってもまた変わった、こんなになっているというふうなところもあたりしますので、ああいう複雑になればなるほど、多分、その都度、手間が増えていくのだろうと。それをマイナンバーであるとか、AIとか、AIと言っていいのか、ITか分からないのですけれども、そういうものに頼っていくというのはもちろんありだとは思いますが、できればいろいろなものをシンプルにといたしますか、簡素にというふうなことをした上で進めていければ、何かいいのではないかなと、漠としたあれですけれども、思っております。

- 先ほども申し上げたとおりなのですけれども、その企業の事務負担によく御配慮していただきたいというところをございまして、ここには、これまでの議論では出てきているわけですけれども、企業が年末調整で処理してくれるというのは、さすがにちょっと、これ以上、企業に事務負担をお願いするのは、ちょっともうやっていけないという感じはしております。

いろいろな問題が起きる元は、恐らくは住民税の地方独自のそれぞれの独自事項があったり、もっと申し上げれば、所得税との違い、控除とか、そういったもので課税ベースが違うというところ、こういったものがある限りは、それぞれ複数のラインで調整をせざるを得なくなってくるということで、現年課税だけを考えれば、住民税をやめて地方所得税のような所得税の付加税にしてしまう。そうすると年末調整は一本で済むし、基本的な問題は解消されるのではないかと思うわけですが、一方で、地方自治の考え方から、そんなことがあっていいのかということは別途考えなければいけないということかなと思っております。

いずれにしても、事務負担が企業にしても自治体にしても、今より増えるということでは何のために現年課税をやっているのかわかりませんので、いずれにしても、現年

課税をやって、その結果、みんながハッピーになるような方向で制度設計はしていただければと思っております。

- 様式が自治体によって違うって、これ、別にこれだけではなくて、例えば事業税とか、いろいろなところで企業の方にそうやっておっしゃる意見があるんです。今言われた地方自治とか、地方分権とかでそれぞれがというところも分からないではないのですけれども、でも、それがあつた会社の方、千何百種類のが来るとおっしゃっていましたので、そこは例えば一括に、納税先が一括で、書類がたくさんないという状態で円滑に収められるということになると大分変わります。
- そうですね。今でもeLTAAX上でまとめてかなり申告納付ができるような仕組みを作つていただいて、もうそれだけでも非常に事務の簡素化にはつながつているという声はよく聞いておりますので、こういった方向でワンストップで終わるような仕組みになればいいと思つておりますが、なかなか自治体さんがたくさんありますので、一遍にはなかなか行くのも難しいのかなというところも実感でございます。
- 中小企業としての独自の部分が何かないといったときに、そもそも相手先は大企業ほど少ないかもしれませんが、中小企業の場合、まず、そもそも人が少ない。経理事務を行うような人数も少ないという中で、デジタル化も、大きめの中小企業はできているかもしれないが、線が小さくなればなるほどデジタル化が遅れているというものがあります。人手不足については、御存じのとおり、ただでさえ構造的に人手不足が続いている中で、待遇面でなかなか出せない中小企業は、より人手不足が続くというような状況で、これ、そもそも企業の存続にも関わるといふような状況です。賃上げもしなきゃいけないけれども、なかなか賃上げも大企業と比べるとしづらい。なかなか人が集まりづらい。若干、こういうつらい状況でございます。

そういう中で、事務負担が増えるとなると、本当に勘弁してくれと。この現年課税でさらに事務が増えるとなると、さすがにたまらんということになりますので、先ほど来、お話があるとおり、とにかく事務負担がなく技術的な対応もしくは仕組みを変えとかで、事務負担が増加せずに何か実現できて、まさにみんながハッピー、そういうナローパスかもしれないが、そういう道を行かないとしんどいなというふうに思つているところでございます。何かいい解があればいいんですけどもということでございます。

- 簡単に申し上げますと、今回、出していただいた市町村精算方式というのは1つ、何でしょう、企業負担という面から言うと、すごく有利になるのではないかなと思つていると

ころです。特に地方税の場合は、やっぱり地方団体で異なる税というところをそれぞれの企業さんに源泉徴収、所得税方式にした場合をお願いするというときに、そこがやっぱりネックになるというところなので、この市町村精算方式というところで何かうまくいかないかなというところは思って、お伺いしていながら思っていたところです。

今年、これを、いろいろな調査をするというときに、実際、企業がどういうふうに運用しているかとか、どこに負荷がかかるかというようなところを、焦点を当てるといようなお話でしたので、それぞれ所得税方式ですとか、市町村精算方式というところを導入したときに、どの程度の負担になるかみたいなのところもお伺いできたりするといいたかと思えました。

さらには、市町村の御負担というところで、還付とか追加の納税とかいうところが負担になるというところですが、その点も大体どのぐらいのボリュームになりそうなのかみたいなのところとか、現在のこのシステムとか、e L T A X含めて、現在のシステムを用いると、それがうまくいくのかみたいなのところで、今年度、お伺いしたいなと思えました。

- 伺っておりまして、自治体と企業側の事務負担については、技術的な点については、よく御意見を伺っていききたいなと思えます。e L T A Xがさらに進化すれば、それでもまだ残る課題はどこなのかというところを伺いたいなと思っております。

それとともに、この現年課税化をして何がいいのかというところをもう一度思い出す。理論的には受益した年の税をその受益した団体に収めるということが望ましいということで、実務的にも何かメリットがあるはずだと思いますし、簡素に貢献するような仕組みを作ることもでき得るのではないかと思います。また、今後に向けて、10年後とおっしゃっていましたがけれども、自治体の自由な裁量の余地が大きくなりますと、やはり前年課税ということだと、所得を出してから後で低い税率の自治体に移って税を免れるということが今はそれほど税率、差があるわけではありませんので問題となりませんが、もし自治体の自由な課税を許容していくということでしたら、そのようなことも問題になっていきますので、やはり理論的には現年課税化が望ましいところだと思います。

納税者、市町村、そして企業みんなの負担が少なくなる方法を検討するに当たって、1月1日の住所なのか、あるいは12月31日なのかという点と、住民税の申告義務化をするのか、賦課課税なのか、申告納税義務なのかといった大きな論点についても、いろいろな御意見を聞いていききたいなと思っております。

- 横浜市で言うと、税率が違うというところが課題だと先ほどお話が出ていたかなと思

いますが、横浜みどり税というものを取っております。均等割に900円賦課する形で取っている。その時点で企業さんからしたら、横浜市だけ違う取扱いをしなきゃいけないというような話が出てくるのかななんて聞いておりました。また、神奈川県全部で見ても、神奈川県自体が水源環境保全税というものをやはり取っております、これもまた少し複雑なのですが、0.025%加えるというような形です。そういった課題は、今後の議論でやはりクローズアップしていかなければいけないことなのかなと感じます。

一方で、確かに民間の皆さんからすれば、所得税方式というのはなかなか取りにくい、業務負担が多いので取りにくいのかなというのは、とてもよく分かったところなのですが、市町村方式だと、やはり還付事務についてはかなりの負担かなというところがあります。もちろん、都合のいいことだけ言ってはいけないのですが、今は特別徴収という形、特に横浜市はサラリーマンの方が多いですので、会社さんにかなり徴収について担っていただいているというところがありますけれども、仮に市町村で精算するという方式を取った場合には、ちゃんと読み込んでいないので間違っているかもしれませんが、感覚的には個人、個人に還付をしていくことになるだろうと。

還付行為としては、通知を必ずしなければいけない。現時点では、そういうことになっていきますし、また、地方税が福祉サービスの基本になっていくということもありますので、どこかで税額は決めないといけないという課題もあるのかなというところになると、市町村精算方式がウィン・ウィンになるか分かりませんが、自治体にとってはやはりかなりの負担になる。デジタルが今後どのくらい整理されていくのかにもよりますので、一概に駄目ですというわけではないのですが、そういった課題があるのかなと。ただ、所得税方式にももちろん大きな課題があるというのは承知していますので、そういったことが今後議論できればいいのではないかなと感じた次第でございます。

- 自治体の皆さんは徴収側であると同時に、従業者というか、職員の方に対しては事業者としての立場もおありですよ。だから、その辺りも、もしあれだったら、自治体のほうで給与担当のほうというか、その立場は、こちらの企業の方と同じ立場に立たれるかもしれないので。
- そうですね。
- 意見を聞いておいていただけたらいいかなと思います。還付は通知義務、追徴もそうですね。
- はい。

- お伺いしたいのは、その還付の前に通知をするというのは、今、企業さんに賦課の金額をお伝えするのよりも事務は増えるのでしょうか。
- 今、自分の中できちんと整理されていないので、また次回にとは思いますが、感覚的に言うと、今、会社さんベースで全て処理をしています。横浜市だと人口が370万人ほどいます。それで市民税が200万人ぐらいだったかな、これはまたきちんと整理しますけれども、仮に200万人、対象がいたとして、ただ、事業者数で言うと特別徴収義務者として指定させていただいているのが17万件弱ぐらいなんです。そこで課税の出っ込み、引っ込みがあったときに通知をするのは、サラリーマンであれば会社側に通知をすればいいという形で、それに応じて会社さんのほうが我々の通知に従って給料から引いていただければいいというやり方になるんですけども、精算ということになれば、イメージ、6月ということになるのかなと。普通徴収の通知発送が6月ですので、6月になるのかなと思うんですが、そこでそれこそ精算してきたものを一斉に通知をしなければいけないという事務が発生するのではないかと。
- 単純に数がやっぱり企業さん相手と個人1人1人とだと数が違う。
- はい。桁が変わってしまうかなという印象は持っています。
- これがメールでできたらいいなと思いますけれども。
- 今度、メールアドレス管理の問題が出てくる。eL TAXだと登録していただいたeメールに、簡単に言うとパスワードをつけて会社さんに送るというやり方で整理をしているんですけども、個人様のほうは簡単に誰でも開けるような形で送るわけにはいきませんので、それはeL TAXなりとの関係も出てくるのかなとは思いますが。
- 事業者が自分のところにいる個別の市町村方をまとめて給与支払報告書を提出いただいて、その給与支払報告書を提出いただいた分の通知をある意味まとめて会社さんのほうにお送りしているという形。
- 本日、ここに来るまでは切替えのときの課税の在り方は難しいだろうなということは、それも随分以前から考えていました。いたのですが、今日、お話をお伺いし、また、資料を見させていただいて、企業と市町村の事務負担が、これはどのような方式を採用したとしても、かなり増えるのだなと。逆に言えば、今の方法というのは、事務負担の観点から見ると、まあまあ、よくできている制度だったのだろうなということを感じたところでした。

このような非常にハードルの高いけれども、現年課税にすべき、それは昔から自分も現

年課税のほうがいいだろうと。発生と精算に近いほうが、それはいいに決まっていますので、いろいろな困り事もこれで解決するという可能性も出てきますので、それはいいとは思いますが、ただ、そのハードルの高さにちょっとたじろぐ、そういうふうな感想を持っています。そこでお聞きしたいのが、勇気を与えていただきたいという意味なんですけれども、これほどまでにハードルが高いけれども、やっぱりそれでも現年課税を議論しなきゃいけないという、その1番か、2番、3番、幾つか要素があると思うんですけれども、どういった点に着目して、今後これを取り組むべきなのか、それを今さらなんですけれども、始めてまいりましたので、教えていただければありがたいと思っています。

- 道筋をつける上で一番大事なのは、こういうふうに変えていくほうがいいんですよというものの周知なのだろうと思います。この点に関して、また私からも後ほどまた少し発言できたらと思っています。ただ、今おっしゃっていただいたのは、すごい大事なことで、どうしてもこの点が難しいという、そこに議論が上がっていくんですけれども、いや、ちょっと待って、そもそも何でという話に立ち返ることも非常に重要だと思いますので、その点もよろしくお願いします。
- e L T A Xというものも、システム、この役割とか責任というものがまたさらに大きくなっていくというふうに考えておりますので、この検討会を含めて自治体、あるいは企業の皆様の声をお伺いしながら、このe L T A Xというものが納税者の利便性の向上ですとか、あるいは税務行政の効率化といったものにどう生かしていけるかということをもたまた考えていきたいと考えております。
- 先ほどの補足で、公金受取口座の数ですけれども、まず2024年6月30日時点で6,320万口座、マイナンバーカードの普及が同日で9,278万人にという、まず状況です。先ほどの御質問ですけれども、水道料金で口座引き落とししますよというのは、水道料金に対して本人が承諾しているだけであって、別にそれをその他全般のものに許容しているわけではないので、もちろん当然にほかのものには転用できません。ただ、一方で、今回、公金受取口座の法律を作りましたけれども、これに関しては、本人の同意さえあれば、ほかの地方税の還付であったり、国保料のものであったり、何であったりという公金の受け取りに使えますよという一応、法律を整備している。なので、あくまでも前提としては、本人が同意したものに対して、その口座に受け取れるというところは大前提としてあるのかなと認識してございます。この辺りは、特に市町村のほうでというふうになったときには、すごく大事なポイントかと思えます。

○ 事前に資料等もお送りいただきまして、拝見はさせていただいたのですけれども、随分と深い議論をされていたのだなというのが私の第一印象です。その中で、先ほどもお話がありましたけれども、そもそもこの現年度課税がなぜ必要なのかというところの必要性の問題について少し私見としてお話をさせていただければなと思います。

私もこの現年度課税には前々から、いち早くやるべきではないかなということは思っておりまして。その一番の理由としますと、地方税とすると、この市民税、いわゆる住民税ですね。これは大きな市町村にとっては基幹税であるということで、その中で賦課があって必ず徴収がなければいけない。その賦課徴収が1つでなければいけないというのがやはり地方税の在り方なのかなと前々から思っております。昨今、やはり外国人の短期労働者等も増えております。それから、何らかの事情によって、いろいろな支援を受けなければいけない生活支援者というものも多々増えていっている中で、では、その方たちがどの程度いるかということも、これからは大きなその要素にはなっていくのかなと思っております。

これは例えばが大きな市町村であったりとか、一方で、10万人から20万人ぐらいの市町村であっても、これ、それぞれの市町村においても大きなウエートは占めてくるのかなと思います。その中で今後、この現年課税化というものが、私的には置いていってはいけないのは高齢者なのかなと思います。いろいろな申告を義務化する、いろいろな形で議論はされてきているかと思うのですけれども、なかなか今の現状の、例えば1つ、年金特別徴収制度、これ、今の制度では老人の方は全く理解されていないというのが現場の現状です。というのは、仮徴収があつたりですとか、本徴収があつたりですとか、本徴収がされているのに何で還付が受けられるのかとか、そのからくりが全く高齢者の方には理解されていないというのが、そもそも現状にある。では、それを含めた中で現年度課税というのはもっともっと必要になってくるのかなとは思っています。ただ、やはり年金の支給のスタートと、今、現状は住民税の納付のスタートというのが全く違う時期であるということが1つネックになっているのかなとも思います。

あともう一つ、今後、この現年課税化として、もっともっと私は大事になっていくのは、マイナンバーの普及なのかなと。今現在、住民税は賦課期日というのがあります。では、その賦課期日があることで、ある程度退職した後も各納税者がどこに移動しているのかというのは、ほぼほぼ事業者からの異動届とか、そういったもので今は把握はできていると思うのですけれども、今後、現年度課税になったときに、じゃあ、どこまでそれが今ま

での異動届と同じように対応できていけるのかどうなのかということもやはり考えていかなければいけないのかなと思います。そういう中で、やはり現年度課税というのは、ある程度、ある程度やはり市町村の負担というのは、もうやむを得ないのかなと思っています。

ただ、先ほどのほうからも話がありましたけれども、今、現状においてもかなりの負担はあるなどは思っております。所得税方式と市町村課税方式、精算方式というのもあると思うのですが、そもそもやはり先ほども冒頭にお話ししましたけれども、市町村税、地方税は、会費的要素が多分に含まれているとよく言われている中で、扶養控除の金額についても差異がある。人的控除の差があるといったところも、もしかすると見直す1つの契機になっていかなければいけないのかなとは感じております。そういった中で、じゃあ、どこがどういった形で、その負担の割合を決めていくのかというのは、やっぱり重要なところになっていくのかなというのか、この今回、資料を読ませていただいた中で一番感じたところですよ。

- 小さな町で税をしていますが、隣が福祉課とか、保険課とか、そういう全体的な業務を見る機会があります。福祉の給付とか、あと介護保険料とか、高額療養費とか、毎年の給付金とか、全て住民税の所得であるとか課税があるのかないのかというのが、役所の、いわば住民の方のお財布に関わる事業のほぼほぼ漏れなく住民税の所得情報、課税情報が使われています。ですので、いわば役所の中は、6月の賦課を待っているような状態ですね。賦課が確定した段階でみんな所得情報をバースと拾いに来て、いろいろな給付とか保険料の段階に使っていくという現状がありますので、やはり現年課税するにしても、どこかで所得を確定して、市町村の事務として使用できるような状態にはしないとイケないのだろうなと思います。

逆に、住民税だけ現年課税して、あと例えば国民健康保険料とか、介護保険料とか、公金については今までどおり前年度所得を採用して、保険料を賦課していくのかということも考えなければいけないのだろうなと思いますし、そののところを何か、現年度課税するのだけれども、いずれにせよ、どこかで賦課を確定させて、何か課税をする。一旦、課税する。もしそれを精算するとしても、所得税と同じように引かれていた分と差し引きしてという、その時点であなたの1年間の所得はこれですよ、これを今後1年間、行政のいろいろな所得が必要なところに回っていきますよというふうに、これまでもなるのか。逆にデジタル化が進んで、いや、もう前年度の所得なんて使うのは、これからなくなって

いくんですよとなるのか、そこが私、見えていないなというところではあるんです。

そうしないと、今回、定額減税を実施したのですけれども、減税し切れない方について、その差額を給付するというのを今やっているのですけれども、所得税の減税し切れない分も市町村がする。しかも、市町村だけの減税の調整給付金であれば、1円単位なり100円単位で調整できるのですけれども、所得税の調整給付金が入ったがために、恐らく1万円単位でのざくっとした給付になってしまったのだらうなということで、それはなぜかという、多分、この申告納税制度とか、源泉徴収制度か、年末調整制度ですので、所得税のほうが。結局、国のほうでは一人一人の確定した所得税額を持っていない。持ち得ないということがある意味分かったというのでしょうか、結局、一人一人の所得の情報を把握しているのは、やっぱり各市町村しか今のところないのだらうなというところなのかなと思ひまして、だから、今後、所得税方式と言いながらも、市町村はやはり最終的な責任として、住民一人一人の所得を名寄せしたものを把握するタイミングが、どこかで必要なのだらうなとは思っているところです。

- ありがとうございます。住民税の所得をいろいろところで使うのでというのは、これも議論は出ていますけれども、ここで具体的に、じゃあ、そのとき、どう使うかということとは特に議論がまだできていないところかと思ひます。
- 所得税の源泉徴収で、いわゆる甲号、乙号ってありますよね。所得税、要するに本業じゃないところの、あれ、基本的に所得税だけ引かれていますよね。例えば副業とか、何かそういうことが出てきたときに、この乙欄適用という人が増えてきているんだらうかというのが少し気になるんですね。そこが増えてきていると、結局、年末調整でけりにつかない人がすごく増えてきているということですよ。なので、企業の年末調整、本務の企業での年末調整では片がつかないケースがすごく増えてきているということがもしあれば、これはやっぱりどうしても市町村のほうに行かざるを得ないと思ひます。それが特別徴収で税額だけ計算して送ればよいのか、追徴なり還付なりというところまでしていただかないといけないのかというところが議論になると思うのですけれども、そこが少し増えているのかなというのが1つ。

それから、原稿料とか、さっきもお話が出ていましたけれども、10%で、所得税で10%ですけれども、これ、もともと所得税の最低税率10%だから10%ですけれども、今、所得税5%ですよ。当然、それを含めて申告する人はいいんですけれども、そうじゃない人、例えば5%の段階で済む人も10%で源泉徴収していますよね。それは申告し

て還付とか受けられているんですかね。そのままなんですかね。もし現年課税するとしたら、さっき少しお話しがありましたけれども、その辺りの住民税も合わせた源泉徴収をするとしたら、所得税と住民税との、あれ、利子割とかもそうですけれども、5と10で、住民税が5で、所得税が10でいいのかというのはあると思うんですよね。住民税が10で、所得税が5じゃないのとも思うんですけれども、その辺りが、我々で言うところの雑所得というんですか、そこら辺りのところも出てくるし、さっきの乙欄も、その住民税が引かれていないので、これ、結局、後で12等分した、そこで特別徴収とかに反映されてくるんですけれども、結構、住民税もそのとき引いておいてよということもあるかもしれないんですよね。後で引かれるのであれば。

それから、年金の話がさっき出ていたんですけれども、年金って、変な話ですけれども、亡くなられたら、翌年どうなるんですか。年金を変な話、たくさんもらっていたけれども、翌年、亡くなられた。これは給与とかでも同じことかもしれませんけれども、それは特別徴収とか、前年の年金に対してとかいって課税するものなんですか。

- 基本的に1月1日、存命でなければ、前年の所得があっても課税はされない。
- 1月1日に存命でなければ。その場合は、結局、最後の年は払わずにという、そういうことは、現状、起きているということですよ。まあまあ、これはサラリーマンでも同じかもしれませんけれども、それはそうですね。1月1日に住民票がなければ、それはそうですね。分かりました。だから、何かそこら辺りの、なぜかというところ、さっきお話しが出た、外国人の、前にこの検討会に豊島区の方がお見えになっていて、割と切実な外国人の方の対応で、早く現年課税をというふうにおっしゃっていたのがすごく印象的だったんですけれども、いろいろ野球で、助っ人で来て高い給料を取ったけれども、あんまり活躍できずに12月に帰っちゃったとかいう人は、所得税は払っているけれども、住民税、このときも納税管理人というのを置いて、帰っても納税をしてもらうというふうという建前というか、制度はそうでもなかなか実際には、その辺りから帰国、出国時の課税とかという議論も当時した覚えがありますけれども、その辺りも発生時で源泉徴収ということができれば、かなり解決できるのかなど。

もちろん、1月、2月に来日して12月に帰っちゃった人、住民税が1月1日にないので、どうする。もし仮に源泉徴収した場合、その人の税金、どこに、どの自治体に入れるのだというのがあるかと思えますけれども、それはちょっと極端なケースかもしれませんけれども、外国人のケースというの、現年課税すればいろいろなこと、こういうこと

が解決できるのだという公平の観点から、そういうことがお示しできれば、先ほどのそもそものというところに、そういう問題がやっぱり増えてきているのではないのかなとは思いますが、個人の副業も含めて、だから、その辺りが、この議論を始めた十何年前とはまた違う、その頃は働き方改革とか言っていなかったですから、だから、それがいろいろな違う観点、出てきているので、その辺りも少し明確にできたらよいなと思っています。

- 細かい点で恐縮なんですけれども、資料3の14ページの一番下です。今、関連している、報酬、料金の源泉所得税、確かに今あります。これが範囲がなかなか難しく、源泉すべきか、せざるべきか、なかなか難しい。そういうふうなことでもあるのですが、ここで住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられると、こう記載しておられるのですが、これ、なぜ必ずその住民税においても必要となるのだろうかというふうに思いました。これは何か理由があるんでしょうか。
- 所得税方式の場合に限って、12ページを見ていただきますと、これが所得税方式のあれなんですけれども、完全に今の住民税、所得税と同じ方式にした場合に、この報酬とか原稿料の支払いについて、この市町村がどう把握するかといいますと、申告によってしか、これ、把握できない状態になります。そうすると、万が一ですけれども、申告等がされないような場合には、完全に取りっぱぐれてしまいますので、それについてはやはり所得税と同じように仮徴収という形で源泉徴収させていただかないと、税収に相当影響があるのではないかと、そんな考え方でございます。
- いわゆる勤労に類似するようなフリーランスとか、そういったものは恐らく大量、私が思っていたよりもすごく増えてきているというのは事実でして、そこについて住民税の源泉徴収というんですか、これは施したほうが良いと。
- はい。所得税と同レベルの源泉徴収制度がないと、やはり住民税のほうでかなり税収のロスが出るのではないかと、そんな懸念があるということです。
- さっきの乙欄で金額が少ないのでという、それに対して申告していない人というところは、所得税は源泉徴収されていますけれども、住民税はされていないので、その辺り、結構、漏れているよねというのを、ここで議論したときには今おっしゃったとおりで。
- その乙欄の話で申し上げますと、給与支払報告書そのものは住民税、市町村のほうに参りますので、その後、ほかの所得と合算して住民税を算定した上で、主たる給与所得者のところに特徴してくださいというふうに送って取っているという、そういうようなことになるとは思います。

- それ、でも、乙欄の全部来るんですか。例えば年間で20万とかというのも全部。
- 給与支払報告書は、もう全部です。
- 市町村のほうでは、いろいろな賦課資料を合算した上で最終的には税額を決定する。その中で、乙欄があれば、その確定申告をして、そこでまた改めて、その個人の方が精算しているという方も多々いらっしゃいますので。
- 申告してないから、住民税、これはかかっていないと思っ込んでいる人もいらっしゃるのではという気がしました。入っているのですね。
- 入っています。
- これ、現年課税方式になるということは、住民税は賦課課税ではなくなるということですか。
- 例えば資料12ページとか、13ページ、過去、いろいろ検討したものを使ったもの、当時の考え方がどうだったかは分かりませんが、今、我々の認識としては、所得税方式になった上で、完全にこれは賦課ではなくなるというイメージです。一方で、13ページのほうは、こちらは最後のこの精算の段階で、恐らく賦課っぽいことを多分やることになると思いますので、恐らく給与だけの源泉徴収を行って、他の所得を恐らく最後、合算する、同じような今のやり方になるのかなとイメージはしております。ただ、いろいろなバリエーションはあるかと思えます。
- 最後の市町村精算方式というのが、年末調整もそうですけれども、追徴・還付なんですけれども、追徴というのができるのだろうか。市町村になった場合に、給与であれば、余分に引くという話で、まあまあ、ある種、有無を言わず追徴になったということが後で分かるんですけれども、これだけ追徴なので払ってくださいよというやりとりが、これ、大変やろうなというふうには思っているんで、私は、個人的には基本還付になる形にして、精算できるのがよいのではないかなと思っています。そのほうが住民の方も、意識してもらうのがいいのか悪いのか分かりませんが、やっぱり住んでいるところへの税金というのは意識してもらったほうがよいと思っています。
- ただ、この市町村の精算方式ですと、先ほども私、お話ししましたがけれども、取りっぱぐれは減るのかなという気はします。と思います。
- やっぱり税金の公平だと、そういう漏れがなく払っている人とそうじゃない人ということを考えると、どうしても、その取りっぱぐれという言葉になってしまいますけれども、世の中、複雑になっていろいろな仕事が変わる、職場が変わる人、異動、住所地が変

わるというところになってくると、その取りっぱぐれている部分もやっぱり、どうしても可能性としても増えてくるのではないのかなとは思っています。

あと、マイナンバーで、まだ、ここは何回かお尋ねしているんですけども、よく分からない。マイナンバーの番号を言えば住所は届ける必要はあるんですか。マイナンバーを言えば住所が自動的に伝わるんですかね。そこが、さっきチラッと異動届の把握というふうにおっしゃっていたんですけども。

- 多分、100%網羅されればという前提はあるかと思います。中にはまだマイナンバーカードをお持ちでない方もいらっしゃると思いますので。
- 仮にマイナンバーが普及、100%に限りなく近づいたとして、一応、住所地で申請していますよね、マイナンバーカード。引っ越したときは、マイナンバーカードの情報としての住所は、何か手続が必要なんですか、勝手に変わるんですか。
- 住民基本台帳のほうが変われば変わります。
- はい。マイナンバーそのものは、もう国民全員に付番されておりますけれども、住所が自動的に分かるかどうか、その場面についていろいろあると思うんですけども、会社の方がマイナンバーを使って、自分のところの従業員の住所を把握する。これはできないようになっていますので、ただ、一方で、自治体のほうはマイナンバーさえ分かれば、住基端末がありますから、そこにポチポチと入れれば、マイナンバーが本当に合っていれば、正しい住所情報が出てまいります。
- だから、さっき、納付のときに番号さえ添えて一括して収めれば、こっちで振り分けてもらえるのであれば、企業の方は大分効率化になるのかなと。
- その部分については、eL TAXという仕組みがありまして、今、住民税の特別徴収については、大きな企業さんですと、いろいろな住所地の方がいらっしゃると思いますから、それについては、マイナンバーではないですけども、ちゃんとした管理番号を振っていただければ、ポンと納税すれば、あとは自動的にeL TAXの中で振り分けて各市町村に納税できるという仕組みが今はできています。

以上